

講 演

## 黒い霧とホワイトカラー族 ——経済犯罪の日米比較——

ヘンリー・N・ポンテル  
小西 暁 和 訳

犯罪の比較研究は、絶えず犯罪学者達の意欲をかき立てながらもその気力をくじいてきた。こうした研究は、偏狭な情報に基づいた調査結果や理論を効果的に論駁したり進展させたりすることができる。さらに、文化的な諸条件と違法な活動との関係をより一層表現力豊かに描き出すこともできる。同時に、国境を越えた研究は、多くの厄介な問題を引き起こす。こうした研究では、自国の文化や他の国の文化を特色付けている社会・言語上のニュアンスを正しく理解することが必要となるだろう。このことは、異文化間の緻密な調査にとって手ごわい障害となり得る。とりわけ、ある国で犯罪であると定義付けられていることが、別の国ではそう見なされていないかもしれない。また、法律で成文化されていることが、実際に広く行われていることを十分に物語ってはいないかもしれない。比較研究は、法文化や法イデオロギー、制定法、法執行のパターン、法的手続、裁判構造、そして刑罰システムにおける相違点や類似点を解明することを狙いとしている<sup>(1)</sup>。これらは、犯罪や法を一般論として理解したり、異なったそれぞれの社会における犯罪や法を理解したりするための文脈を構成する。

日本は、少なくとも1854年にペリー提督によって諸外国の好奇の目にさらされることになって以来、西洋人達の興味を引いてきた。都市に人口が非常に集中していることや、資本主義経済が先進工業化していることは、極めて犯罪を

(1) Malcolm M. Feeley, "Comparative Criminal Law for Criminologists: Comparing for What Purpose?" In David Nelken (ed.), *Comparing Legal Cultures*. Aldershot, UK: Dartmouth, 1997, pp. 93-104.

引き起こしやすい状況であると見なされている。両状況を備えているにも関わらず（あるいはもしかするとそのために）日本では犯罪率が低い状態にあると大々的に発表されてきた。近年の犯罪学者達は、このことに興味を向けてきた。「あるいはもしかするとそのために」という直感に反した括弧内の語句は、極めて密集した都市地域が犯罪者達に隠れる場所をほとんど与えていないという事実に基づいている。例えば、日本の女性はアメリカの女性よりもずっと強姦に対する恐怖心が薄いと報告されている<sup>(2)</sup>。なぜなら、日本の女性は、彼女達が通常住んでいる環境が殊のほか過密であることから、強姦の脅威に対してどんな形でも大声で抵抗すれば確実に他の人が自分を助けに来てくれるだろうと信じているからである、とのことである。法律学の教授である宮澤節生が指摘しているように、「著しく経済が発達していることと、犯罪率が一貫して低い状態にあること、しかも他の大多数の先進諸国の犯罪率よりも低い状態にあることが明らかに矛盾しながらも結び付いていることから、日本は犯罪学者達にとっての謎となった」<sup>(3)</sup>。同時に、首都東京に少年の不良集団や組織犯罪が出現していることは、いくつかの犯罪形態の全世界的な流通を確認するデータを提供してきた。宮澤が述べているように、これらの事柄が日本を「比較犯罪学のどんな研究方法にとっても理想的な実験の場所」にしている<sup>(4)</sup>。

日本において一般犯罪の率が際立って低い状態にある理由を理解しようと試みることにより、ホワイト・カラー犯罪に関する類似点や相違点を調べるための出発点を得ることができる。小宮信夫は、自分の分析を以前の研究に基づかせながら、日本での生活が安全であることの説明をしていると考えられる多種多様な理由を列挙している。これらには、この国の哲学的・文化的なエートス、この国が地理的に孤立していること、失業率が低いこと、識字率が高いこと、犯罪の統制や防止のプログラムに一般の人々が積極的に参加していること、刑事司法部門の全般的な構造・組織・運営、銃器や麻薬に対する統制、犯罪を処理するフォーマルなアプローチとインフォーマルなアプローチとの間に

(2) John P.J. Dussich, Paul C. Friday, Takayuki Okada, Akira Yamagami, and Richard D. Knudten, *Different Responses to Violence in Japan and America*. Monsey, NY: Criminal Justice Press, 2003.

(3) Setsuo Miyazawa, "The Enigma of Japan as a Testing Ground for Cross-Cultural Criminological Studies." In David Nelken (ed.), *Comparing Legal Cultures*. Aldershot, UK: Dartmouth, 1997, pp. 195-214.

(4) Ibid.; また Feeley, op. cit. も参照。

見られる相互作用，そして日本の伝統と西洋の伝統が効果的に混合していることが含まれている<sup>(5)</sup>。日本の人々の民族的・人種的な同質性もまた言及する必要があるだろう。

日本人は長年にわたって法を順守する穏やかな生活様式を発展させてきたという印象が残されるかもしれない。このことは、犯罪活動に満ちた国々の羨望の的となるはずだ。しかし、こうした印象が残されるといけないので、同時に、中国を侵略した期間や第二次世界大戦の血みどろの島嶼戦の間に日本軍が取った愕然とするような行動に留意する必要がある。その行動は、どんなもともな基準によっても愕然とするようなものであろう。日本軍兵士は、その残忍さや冷酷さのゆえ信条に反するとも言えるような戦争捕虜や一般市民、また他の標的に対する行為に携わった<sup>(6)</sup>。したがって、特定の状況を前提とすると、順法精神と礼儀正しさという大いに喧伝されてきた日本人の特徴は、完全に碎けてしまう。このことは、罪の意識よりもむしろ恥の意識が日本人を統制するような影響を及ぼしているという点から文化論的に説明されてきた<sup>(7)</sup>。社会化は、罪の意識としてもたらされる絶対的な正邪を学習することを伴っていない。また、事が露見してしまうことが恥の意識にとっての鍵となる。だから、自分の行動が露見したり非難されたりしそうなときに、日本人は規範に違反する可能性が一層高くなるだろう。したがって、集団が日本人社会から離れていれば離れているほど、また孤立していれば孤立しているほど、規範を定義し直すこと、言い換えれば古典的な中和化の理論で言うところの「逸脱を標準化する」ことは一層容易になる<sup>(8)</sup>。

- 
- (5) Nobuo Komiya, "A Cultural Study of the Low Crime Rate in Japan," *British Journal of Criminology* 39: 3 (Summer 1999): 369-390; また Charles R. Fenwick, "Culture, Philosophy and Crime: The Japanese Experience," *International Journal of Comparative and Applied Criminal Justice* 9: 1 (1985): 67-81. も参照。全般的には Ruth Benedict, *The Chrysanthemum and the Sword: Patterns of Japanese Culture*. New York: Houghton Mifflin, 1946. 参照。
- (6) Yuki Tanaka, *Hidden Horrors: Japanese War Crimes in World War II*. Boulder, CO: Westview, 1996; George L. Hicks, *Comfort Women: Japan's Brutal Regime of Enforced Prostitution in the Second World War*. New York: W.W. Norton, 1995.
- (7) Benedict, op. cit.
- (8) Harold R. Kerbo and Mariko Inoue, "Japanese Social Structure and White Collar Crime: Recruit Cosmos and Beyond," *Deviant Behavior* 11

日本における犯罪率の低さを説明する上で文化面が持つ重要性を評価する際に、小宮は「ウチ」と「ヨソ」という概念に着目している。これらの概念は、個人に内面化された内側の世界と外側の世界を指している。「ウチ」は、依存意識、インフォーマルな統制、親密な関係、存在論的な安心感、また「義理」に基づく行動に関連している。この「義理」に基づく行動は、伝統的な日本人の義務や「ウチ」の文脈での行動の適正な範囲に関係する。これらのガイドラインは、心理的な負担を課す。だが、それらは、主観的なものであって、どんな特定の状況にも結び付いていない。小宮の言葉で言えば、これらのガイドラインは、「個別主義的で、一身主義的で、相対主義的なタイプの規範」を構成している<sup>(9)</sup>。

これとは対照的に、「ヨソ」の世界は、一般の人々や「見ず知らずの人達、あるいは自分が属している集団の構成員でない者達」から成り立っている<sup>(10)</sup>。「ヨソ」の文脈で人の行動は西洋の「権利」の概念に近いものに関係している。しかしながら、日本人は、権利を恣意的な国家権力からの防御手段と考えずに、むしろ「利己主義のカモフラージュ」と見なしている<sup>(11)</sup>。こうした観点から、市民が法に頼るのは、その法が自分に有利に働くと考えるときなのである。そうでなければ、法を利益というよりもむしろ負担と見ているときには、市民は、法に全く関心を持たないし、あるいは断固として法を無視する。法は、「ヨソ」の世界で「利用され」ている。そして、「ウチ」の人間関係と比べると全くと言っていいほど調和の取れていないようなそうした領域で人間関係を形作っている。したがって、小宮によると、日本人の法意識は、状況に応じて大幅に変化する。「ウチ」の世界での従順さと「ヨソ」の世界での傲慢さの棲み分けは、日本の文化がほぼ難なく適応する二重の基準を表している。

「ヨソ」の世界の法文化は、逸脱行動や犯罪行動を引き起こす格好の材料を提供しているようにも見えるだろう。それにもかかわらず、こうした法文化

---

(1990) : 139-154, p. 148.

(9) Komiya, at 372.

(10) Ibid., at 374.

(11) Ibid., at 375; 日本の法文化における権利の利用と意味に関する卓越した論文として、Eric Feldman, "Patients' Rights, Citizens' Movements and Japanese Legal Culture." In David Nelken (ed.), *Comparing Legal Cultures*. Aldershot, UK : Dartmouth, 1997, pp. 215-236. 参照。

は、犯罪率にほとんど影響を与えていない。というのも、こうした法文化は、日本の市民の日常生活において重大な意味を持つものでもないし、また社会生活において重要なものとも見られていないからである。これと比べると、多種多様な社会的文脈のなかで適切な行動を取るための数多くの規則を用いて犯罪を減少させる「ウチ」の世界が備える効果は、日本の社会においてはるかにずっと突出している<sup>(12)</sup>。

## ホワイト・カラー犯罪

ホワイト・カラー犯罪や企業犯罪として見なされるものの特徴や規制からは、アメリカでは大量の研究論文が生み出されてきた<sup>(13)</sup>。それは、エドウィン・H・サザランドが1939年にフィラデルフィアで開催されたアメリカ社会学会の大会で行なった学会長演説から始まっている。その学会長演説の十年後に出版されたサザランドの単著『ホワイトカラー犯罪』は日本語に翻訳されたのだが<sup>(14)</sup>、日本ではこうした主題からはほんのわずかな量の学問的研究しか生み出されなかった<sup>(15)</sup>。日本における犯罪学的な研究は、主として法的な探究である。また、もしかすると、法律学者は、社会学者に比べて、上層階級や

---

(12) Komiya, at 379.

(13) Edwin H. Sutherland, "White-Collar Criminality," *American Sociological Review* 5 (1940): 1-12; Stanton Wheeler, David Weisburd, Elin Waring, and Nancy Bode, "White Collar Crimes and Criminals," *American Criminal Law Review* 25: 3 (1988): 331-358; David O. Friedrichs, *Trusted Criminals: White-Collar Crime in Contemporary Society*, Belmont, CA: Wadsworth, 2004; Stephen M. Rosoff, Henry N. Pontell, and Robert H. Tillman, *Profit Without Honor: White-Collar Crime and the Looting of America* (4th ed.), Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall, 2007; Gilbert Geis, *White-Collar and Corporate Crime*, Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall, 2007.

(14) Edwin H. Sutherland, *White Collar Crime*. Translated by Ryuichi Hirano and Koji Iguchi. Tokyo: Iwanami Shoten, 1955.

(15) Minoru Yokoyama, "Analysis of Political Corruption in Japan," *Kokugakuin Journal* 42: 4 (2005): 208-256; Tomomi Kawasaki, "White Collar Crime and the Reactions of the Criminal Justice System in the U.S. and Japan." In Henry N. Pontell and Gilbert Geis (eds.), *The International Handbook of White-Collar and Corporate Crime*. Dordrecht: The Netherlands, 2007.

企業の法律違反に関する一種のスキャンダル暴露の企てに関与したいとはほとんど思わないのかもしれない。こうした企てが、アメリカでのサザランドとその追隨者達による研究をかなりの点で特徴付けてきた。日本の文化の諸要素は、アメリカ人にとって非常に魅力的なものであるが、アメリカの様式とは非常に大きく隔たっている。おそらく、こうした日本の文化の諸要素もまた、一般的にホワイト・カラーの違法行為が無視されていることについての責任があるだろう。

ホワイト・カラー犯罪の研究はまた、国境を越えた研究の課題として、とりわけ困難な問題を引き起こす。ホワイト・カラー犯罪の構成要素や公式的な「存在」は、ビジネス文化や政治文化に根差しており、殺人のような対人的な違法行為や自動車盗のような一般的な財産犯罪では問題にならない微妙な考慮に連動している。別の問題として、世界の至る所で、ホワイト・カラー犯罪や企業犯罪は、それらの広がりや性質に関する信頼できる統計的な情報がないことによってカモフラージュされている<sup>(16)</sup>。しかし、日本でよく知られている事実であり、またマスメディアで頻繁に論じられていることは、汚職や金融上の詐欺的行為、また企業の違法行為が広範囲にわたって存在しているということである。だが、これらは、めったに法執行上の公式的対応を喚起することもないし、犯罪学上の注目を集めることもない<sup>(17)</sup>。

ホワイト・カラー犯罪に関する「ウチ」と「ヨソ」という文化的概念の作用は、依然として日本人の法律違反に関する未だにほとんど探られていない謎となっている。小宮は、「ウチ」型のリーダーの仮説例を提供している。こうしたリーダーは、法律を破ることで、その前例から他の者達にも同じことをさせることになる。この場合には、追隨者達は、協力的であるべきという伝統的な義務としての「義理」の観点から行動する。しかも、それがたとえ法律を破ることを意味していても行動するのである。このことは、「ヤクザ」や暴力的な組織犯罪集団である「暴力団」のような犯罪組織における悪事、また政府機関や私企業における構造的な汚職を説明するのに大いに役立つ<sup>(18)</sup>。「ウチ」の領

(16) Albert J. Reiss, Jr. and Albert Biderman, *Data Sources on White-Collar Law-Breaking*. Washington, DC: U.S. Department of Justice, National Institute of Justice, 1980.

(17) 後者の例外として、Minoru Yokoyama, "Analysis of Irresponsible Behaviors in Japanese Corporations," *Kokugakuin Journal* 43: 4 (2006): 213-252; Kerbo and Inoue, op. cit. 参照。

域で育まれた非常に高度なセルフ・コントロールは、集団内での強力なインフォーマルな社会統制の受容とつながっている。西洋の文化とは違って、このことは、欠点とは見られていない。「むしろセルフ・コントロールの誇るべき賜物」と見られている<sup>(19)</sup>。したがって、並外れた水準のセルフ・コントロールを見せる人が組織に順応して忠誠を示し続ける強い必要性に迫られているときに、そうした人は犯罪を遂行する可能性がある。

この現象は、アメリカに君臨しているマイケル・ゴットフレッドソンとトラヴィス・ハーシの理論枠組みに重要な解釈的要素を付け加える。この理論枠組みは、「機会」と呼ばれる幾分不定形な要素と連動した）セルフ・コントロールの特性が全ての時代の全ての場所の全ての犯罪の説明に役立つものであると見ている<sup>(20)</sup>。「セルフ・コントロール」は、日本人の生活を支配している。しかし、この「セルフ・コントロール」の射程範囲は、状況的に犯罪を遂行するように要求されることを考えるとある程度までしか及ばない。というのも、この「セルフ・コントロール」は、集団の強い圧力の受容を同時に含意しているからである。こうした受容は、時には法律違反を助長することもある。

リクルートコスモス社のスキャンダルは、広範囲に及ぶ政治家の収賄と絡んでいた。ハロルド・カーボと井上眞理子は、このスキャンダルを考察して、こうした行動が日本におけるビジネス活動や政治活動では幾分ありがちなことであると結論を下した。この会社は、未公開株を76名の政治家と政府官僚に売り渡した。また、時にはその購入を容易にするために低コストのローンを提供した。その二年後に株式が店頭公開されたとき、その購入者達は保有する株を売却して800万ドル以上の利益を得た。こうした期間に、この会社は、政府からの恩典に浴していた<sup>(21)</sup>。そこには、情報通信機器の売買やリゾート開発、また就職情報で便宜を図ることが含まれていた。53名の公務員が辞職を余儀なくされ、別の19名の公務員が収賄から政治資金規正法（campaign disclosure law）違反に関する証拠の隠匿までに及ぶ様々な罪で起訴された。

このスキャンダルがこの国の歴史において最も広範囲に及んだものであった

(18) Komiya, at 386.

(19) Komiya, at 382; また Edwin O. Reischauer, *The Japanese*. Cambridge, MA: Belknap, 1975. も参照。

(20) Michael Gottfredson and Travis Hirschi, *A General Theory of Crime*. Palo Alto: Stanford, 1990.

(21) Kerbo and Inoue, at 141.

にも関わらず、その政治的影響は疑わしいものであった。1989年の参議院選挙で、自民党は、30年以上にわたって保持してきた過半数の議席を失った。だが、世論調査は、このスキャンダルが一年前に可決された不評な消費税の導入と比べるとこの選挙ではほとんど目立っていないということを示していた。このケースによって、内集団 (in-groups) がリーダーを守るために違法な活動を隠蔽しようと企てるプロセスと、ホワイト・カラー犯罪に関する主要なケースではエリートのネットワークが関与しているということが立証された<sup>(22)</sup>。

企業に関しては、企業の刑事責任に関する法律は、日本に比べてアメリカの方がより一層厳格なものとなっている<sup>(23)</sup>。川崎友巳は以下のように指摘している。

日本の企業は、企業の役員、従業員、または代理人が企業の業務に関連して企業に向けた法律に違反する場合のような特定の状況下でのみ刑事責任が問われる。こうした規定は、「両罰規定」と呼ばれる。これは、個人と企業の両者の処罰を意味している。今日、この規定は、独占禁止法や証券取引法、また環境保護法の中の500種類以上の行為で明記されている。しかしながら、多くの種類の犯罪は、特に含まれていない。例えば、謀殺、故殺、過失致死、贈収賄、名誉毀損、放火、また窃盗がそうである。結果として、会社は個人によって為されれば刑事上の罪が問われるような活動に対する訴追を免れている<sup>(24)</sup>。

企業の刑事責任を定めているアメリカの法律と日本の法律との間の主要な相違点は、後者では、会社の構成員が会社の業務の一環として遂行した違法行為について有罪判決を受ける場合に限って企業は刑事責任を問われ得るということである。このように個人に焦点を当てているという事実は、日本人が伝統的に単一人よりもむしろ集団を非常に強調してきたということと一致していな

(22) Ibid.

(23) Gilbert Geis and Joseph F. DiMento “Empirical Evidence and the Legal Doctrine of Corporate Criminal Liability,” *American Journal of Criminal Law* 29 (2002) : 345-375; Tomomi Kawasaki, “White Collar Crime and Reactions of the Criminal Justice System in the U.S. and Japan.” In Henry N. Pontell and Gilbert Geis (eds.), *The International Handbook of White-Collar and Corporate Crime*. Dordrecht, The Netherlands : Springer, 2007.

(24) Kawasaki, op. cit.

い。まさにこれと同じように、アメリカでの企業の責任に関する原則は、非常に強力な個人主義の文化的エートスと相反している。たとえ危険を冒さずに行われ得る場合でも、助けを求めている人を救助しないことをアメリカ法は罰したがるというところが、こうした文化的エートスを例証している<sup>(25)</sup>。こうした不作為を罰する法は、個人が自分自身で好きなようにふるまう彼あるいは彼女の有する権利に抵触することになるので罰したがるのである。

川崎は、「両罰規定」の60パーセント以上が企業に対して最高で100万円（約9,250ドル）以下の罰金を科しているということを指摘している。彼は、コンプライアンス・プログラムを導入して企業に対するプレッシャーが高まることで、アメリカに特徴的なように企業活動に対する刑事的な統御が一層厳格なものになるだろうと考えている<sup>(26)</sup>。

日本法は、懲罰的損害賠償や三倍賠償に関する規定を含んでいない。また、一般的に言って民事訴訟での裁定額は低いものとなっている。企業は、金銭罰を、ビジネスを行う上での不都合だが耐えられるコストと見なすようになってきている<sup>(27)</sup>。強い影響力を持った日本経済団体連合会は、企業に対して科され得る現行の罰を強化することはおろか堅持しようとするどんな試みをも阻止するために戦うだろう。その日本経団連は、民事罰が相当であり、独占禁止法違反や証券取引法違反による刑事上の法的効果は取り除かれるべきであると主張している<sup>(28)</sup>。

V・リー・ハミルトンとジョゼフ・サンダーズの言うところによると、企業に対する統制の強さに現在見られるアメリカと日本の相違点の基盤は、個人と集団の関係についての基調をなすエートスにある。彼らは以下のように記している。

アメリカの市場資本主義は、個人主義に対する一層広範な文化的志向の一部を成している。そこでは、人間も企業という主体も比較的自律していると考えられている。他方で、日本の法人資本主義は、一層広範な共同体志向の一部を成している。そこでは、個人や組織はほとんど自律しておらず、個人は

---

(25) Damien Schiff, "Samaritans: Good, Bad and Ugly: A Comparative Law Analysis," *Roger Williams Law Review* 11 (2005): 77-141.

(26) Kawasaki, op. cit.

(27) Ibid.

(28) Ibid.

社会的期待に合致するように求められている<sup>(29)</sup>。

ハミルトンとサンダーズが行なった三つの質問は、「企業の説明責任の尺度」と名付けられている。これらの質問によって、アメリカ人と比べると日本人が（また同様にロシア人が）抱いている企業の不正行為に関する考え方に重大な相違点があるということが示された。例えば、日本人は、組織的決定は個人による決定よりも用心して行われるべきだという見解にアメリカ人よりも同意しない傾向にあった。同時に、日本人は、もし企業が用心深ければ企業は人々に損害を与えることを回避することができるし、企業には一般人よりも大きな事故回避の義務があると回答することが一層多かった<sup>(30)</sup>。

ハミルトンとサンダーズの研究によって、日本人は、「同僚の従業員が職務上で重大な不正を働いているのを見たときに黙ったままでいるべきではない」ということにアメリカ人よりもはるかに同意しない傾向にあることもまた分かった<sup>(31)</sup>。こうした態度が、日本における企業犯罪に対する法的アプローチにとって重要な鍵を握っているのかもしれない。集団構造が重要であるということ、つまり「ウチ」の世界の「義理」型の義務である忠誠や恭順が重要であるということによって、集団を絶対的に保持することが命じられる。このことが、企業犯罪に対する日本人の反応の構造に見られる上記の明らかな矛盾の核心にある。何よりもまず集団を維持する際に、大きな非難は個人に向けられる。アメリカの状況は、これとは反対の状況を映し出している。違法な行動を取った組織内の個人を守るために、企業が肩代わりして非難を受けるだろう<sup>(32)</sup>。企業体レベルに責任を帰することによって、個人の自律が守られるのである。

日本とアメリカとでの全く異なる強調点は、犯罪者に対して行なわれる処遇にもまた映し出されている。日本人は、悪い事をした者に恥ずかしいという思いをさせようとするだろう<sup>(33)</sup>。そして、それと同時に、こうした者を、同調

(29) V. Lee Hamilton and Joseph Sanders, "Corporate Crime Through Citizens' Eyes: Stratification and Responsibility in the United States, Russia, and Japan," *Law & Society Review* 30: 3 (1996): 513-548.

(30) *Ibid.*, at 530.

(31) *Ibid.*

(32) John C. Coffee, Jr. "No Soul to Damn, No body to Kick': An Unscandalized Inquiry into the Problem of Corporate Punishment," *Michigan Law Review* 79 (1981): 386-459.

を求める共同体に再統合しようとする。より極端な場合には、日本人は、この者から集団における構成員の地位を奪うだろう。アメリカでは、個人の自律が強調される結果として、通常、罪を問われた犯罪者はスティグマを付与されることになる。小宮が指摘しているように、それぞれの国が「過度に統制された社会と必要以上に自由な社会との間のどこかに自らの位置を定め」ようとしている<sup>(34)</sup>。

### 現実には機能していない法（The Law in Inaction）

こうしたテーマを扱っている大多数の学者は、認知されているものでも未発覚のものでも、ホワイト・カラー犯罪は、日本とアメリカの両国における法律違反のかなりの部分を占めており、人的な被害と経済的な損失において大きなコストを課しているということに同意するであろう。この点で、日本は、ホワイト・カラー犯罪の件数の多さでアメリカとほとんど肩を並べているように見える。デイヴィッド・ジョンソンは、日本の検察官の仕事量に関して綿密な研究を行なっている。この研究の中で、彼は、単に処理件数を合計するだけでは、誤解を招く可能性があると指摘している。というのも、たった一件のホワイト・カラー犯罪に複数件の街頭犯罪よりもはるかに多くの作業が必要となると思われるからである、というのである。しかし、彼は、日本では検察官の全勢力のわずか2パーセント位しかホワイト・カラーの法律違反に対応していないために、こうした食い違いが見逃される可能性がある、と指摘している<sup>(35)</sup>。

ジョンソンは、次のように示唆している<sup>(36)</sup>。アメリカの地区検事に相当する日本の検事正は、選挙されるのではなく、むしろ任命されているので、政治的圧力や世論にはそれほど敏感には反応せず、訴訟では一層公平で自律した状態にあることが可能となっている、とのことである。ホワイト・カラー犯罪に関しては、こうした立場にいくつかの問題点が生じている。一つには、米国司

(33) John Braithwaite, *Crime, Shame and Reintegration*. Cambridge: Cambridge University Press, 1989.

(34) Komiya, at 389.

(35) David T. Johnson, *The Japanese Way of Justice: Prosecuting Crime in Japan*. New York: Oxford University Press, 2002.

(36) Johnson, at 29.

法省や連邦政府の指定監督官庁の任命された連邦検事が、アメリカにおける事実上全てのホワイト・カラー犯罪の訴追を取り扱っている。それにも関わらず、日本で検事職 (procuracy) が任命されているということには、ホワイト・カラー犯罪への対応に関してマイナスの側面があるということは本当であろう。その否定的な側面とは、任命された日本の検事が政界の実力者に借りがあるという事実かもしれない。こうした政界の実力者は、同様に財界の諸勢力の好意に依存している。これに類した事情は、米国司法省の検事についてもあろう。しかし、日本の同様の立場の検事と比べると、米国司法省の検事は、企業を訴えるケースで勝つことにより熱心であるようだ。それは、金銭的報酬がはるかに一層高い在野法曹に移るためだろう。ある政府の検事が独立開業した弁護士達との交渉について語ったように、検事は「テーブルの向こう側に着席しているかつての上司」を相手にしなければならないのである<sup>(37)</sup>。それは、「怖気づかせられるような状況」だろう。現実には機能している法だけでなく、現実には機能していない法にも少なくとも同等に焦点を当てる必要があるということが、この問題の核心にはある。この現実には機能していない法とは、見逃されているホワイト・カラー犯罪の活動と結び付いた蔓延と損害が発生しているにも関わらず刑事司法システムによって成し遂げられない法のことである。

バリー・ゲッツは、アメリカでの利得目的の放火に関する研究で現実には機能していない法を構成する諸要素を正確に指摘した。彼は、資源に対する制約と階級による偏見によって「構造的遮蔽」(structural cloak) が生じることを立証している。この「構造的遮蔽」により、こうしたホワイト・カラー犯罪から当局の注意がそらされる。その結果、こうした犯罪は「問題外」となる。彼は、ボストンで発生した一連の火災を考察している。この火災は、保険会社から保険金を得るために家主によって意図的に放火されたものであった。だが、捜査当局は、火災の発生を建物に入居している下層階級の者達や近隣の不良達のせいにした<sup>(38)</sup>。

法執行に関するこれと似た筋書きが日本でも、特に汚職に関してよく知られ

(37) John Braithwaite, *Markets in Vice, Markets in Virtue*. Annandale, NSW, Australia: Federation Press, 2005, p. 133.

(38) Barry Goetz, "Organization as Class Bias in Local Law Enforcement: Arson-for-Profit as a 'Non-issue,'" *Law and Society Review* 31 (1997): 557-585.

ている。こうした汚職は、政治的・経済的な取引に深く根付いている。横山実  
は、以下のような洞察を提供している。

日本では、保守政治家達、とりわけ自由民主党に所属する国会議員達は、長  
い期間にわたって権力を独占しながら特権を享受していた。こうした政治上  
の独占は、財界首脳や高級官僚による汚職の温床となった。大部分の汚職は  
表沙汰にはならなかった。しかし、たとえそうした汚職が発覚したとして  
も、体制に忠誠を誓う法執行機関は相手にしなかった。特に重大な汚職事件  
だけが法執行機関による反応を引き起こした。しかも、特にマスメディアが  
大きなニュースにするとそうなった<sup>(39)</sup>。

次の事実が強調されなければならない。ホワイト・カラー犯罪は、街頭犯罪  
とは違って、姿を現さないだけではない。刑事司法の力による積極的な手段に  
よって発見されなければならないのである。

### ホワイト・カラー犯罪に対する反応

政府高官のホワイト・カラー犯罪に対する日本での反応の一つの代表的な例  
は、海外でのビジネス契約を狙うアメリカの会社が外国の政府関係者に贈った  
賄賂に関する捜査の中で見られた。1978年に、ロッキード社は、日本がこの会  
社から21機のトライスター機を購入するように取り計らうよう、日本の首相で  
ある田中角栄に200万ドル以上の金を手渡した。この会社は、児玉誉士夫を仲  
介者として、つまり賄賂の手筈を整える「黒幕」として利用した。彼は、「占  
領後の日本で最も影響力のある人物」と評されていた<sup>(40)</sup>。彼は、「日本人が  
『黒い霧』と呼ぶ世界を操る中心人物 (master operator)」であった。「黒い  
霧」は、「大規模なビジネスの駆け引きが行われる闇に包まれた漠然とした世  
界」である。こうして手筈を整えたことが暴露された結果、田中と多数の共謀  
者達が逮捕されることになった。田中の弁護団は、彼と同様の地位にいたアメ  
リカの政治家が組織したような弁護団ととてもよく似ていた。彼の弁護団は、  
一人の元最高裁判所判事と十数人の一流の法律家達から構成されていたのであ  
る。しかも、この法律家達の多くは、かつて検察官であった。それにも関わら

(39) Yokoyama, at 222.

(40) David Bouton, *The Lockheed Papers*. London : Jonathan Cape, 1978, p. 45.

ず、1984年に、田中は、有罪判決を受けて、懲役4年の実刑と追徴金5億円(440万ドル)を言い渡された。上級審に間断なく上訴したことから、彼は、9年後に死去するまで刑務所に入らずに済んだ。アメリカ人の眼からして特筆すべきことは、国の立法機関である日本の国会の議員に彼が再選されたことであった。田中は、220,761票を獲得した。それは、その年の国会議員選挙に出馬した全ての候補者のうちで群を抜いて最高の得票率であった。彼の全獲得投票数は、彼が首相に選ばれたときに得ていた数よりも38,000票も多かった。

こうした日本における一般的な反応とは対照的に、アメリカでの政府による犯罪と公務員による汚職に関する広く知られている二つのケースによって、かなり違った見方が得られる。アメリカでの悪名高いウォーターゲート・スキャンダルは、大統領の地位にあったリチャード・M・ニクソンをも巻き込んだ。その結果、弾劾の審理が開始される寸前の状態になり、最終的に彼は大統領職を辞任することになった。彼を弁護する者は、ほとんどいなかった。また、議会がこの問題を調査した結果、彼が犯罪性のある共同謀議に関与しており、さらに司法妨害を行っていたという確かな証拠が得られた。これに直面した二大政党の超党派による政治的な努力によって、彼は、面目を失った大統領の地位を退かざるを得なくなった。彼の公職の経歴と政治的な影響力は、その時点で終わった。だが、彼の後任の大統領であるジェラルド・フォードは、可能性のあるあらゆる刑事手続に先立って、すぐさま彼に恩赦を与えた。ニクソンは、外交上の経験があり、惨めだが歴史に残る人物であったことから、後にマスメディアが世界的規模の政治、特に米中関係に関する解説者として彼を欲しがった。様々な研究によって、ニクソン政権が犯した悪事が市民と重要な諸制度との結末に重大な影響を及ぼしたということが報告されている<sup>(41)</sup>。そうした影響には、政治や大統領の地位に対して、敬意や関心が低くなったことや、冷笑的な態度が広まったことが含まれている。

同じような事件として、2001年には、9期目にあったオハイオ州選出のジェームズ・トラフィカント下院議員が、贈賄の教唆、脱税、自分の抱えるスタッフからの金銭の恐喝による汚職の罪で正式起訴された。トラフィカントは、怒鳴り散らすパフォーマンスで知られる国会議員であった。彼は、法律家として

---

(41) Roger G. Dunham and Armand L. Mauss, "Waves From Watergate: Evidence Concerning the Impact of the Watergate Scandal Upon Political Legitimacy and Social Control," *Pacific Sociological Review* 19 (1976), p. 470.

の訓練を実際全く受けたことがなかったにも関わらず、公判では自分で自分の弁護人を務めることを選んだ。結果として茶番劇とも言える手続が開始された<sup>(42)</sup>。そこでは、彼は、全員が嘘を付いていると非難して検察官や証人を恫喝したり、法廷にあった箱を投げ付けたりした。その結果、彼に嫌疑が掛けられていた10の訴因全てで彼は有罪判決を受けることになった。その評決に続いてほぼすぐに、下院は彼に対する倫理審査手続を開始し、賛成票420票、反対票1票で彼の解任を議決した<sup>(43)</sup>。その3ヵ月後に彼は議会から追放された。この前国會議員は、8年の拘禁刑を言い渡されたとき、彼も法を免れることはできないのだと裁判官に強い語調で諭された<sup>(44)</sup>。（正式起訴がなされた場合や正式起訴が審理されている場合に）高い地位にある者の露骨な不正行為に対してアメリカ人が示す反応は、この事件でも、断固とも言える不寛容さを表していた。

アメリカであれば経歴を終わらせたような状況に直面していたにも関わらず、田中は政界での復活を遂げた。このことを説明し得る理由は、日本の伝統的な儀礼である「みそぎ」の実践にあると考えられている。不正行為者は、この神道の実践を利用して罪の償いを行なう。この実践によって、本来は神のような本性を曇らせてしまっている穢れを取り払われる。この儀礼は、滝の落水に打たれることや、別のやり方では自然の流水に身を沈めることを含む。田中は、自分の所属政党に、その後には一般の人々に謝罪した。少なくとも彼を再選させた人々にとっては、この主観的な恥の意識が客観的な違法行為を影の薄いものにさせていた<sup>(45)</sup>。それは、結局、金だけが絡んでいたというのである。このように、ホワイト・カラーによる違法行為の原因や統制に関する一般的事項を定式化する際には、その違法行為の遂行される文化的な文脈が考慮されなければならない。

---

(42) Robert E. Pierre and Juliet Eilperin, "Traficant Is Found Guilty," *Washington Post*, April 12, 2002, p. 1.

(43) Juliet Eilperin, "House Votes 420 to 1 to Expel Traficant," *Washington Post*, April 25, 2002, p. A1.

(44) *USA TODAY.com*, "Traficant Gets Eight Years on Corruption Charges," July 30, 2002.

(45) Masahiko Matsukawa, *Misogi-Rensei Dokuhon*. Tokyo: Sakuragi Shobo, 1944.

## コーポレート・ガバナンスと会社支配による詐欺的行為

アメリカでは、世紀の変わり目以降、目を見張るようなスキャンダルが噴出してきている。その結果として、コーポレート・ガバナンスの諸問題が脚光を浴びることになった。パークシャー・ハサウェイ社の代表であるウォーレン・バフェットは、歴史上、最も成功した起業家の一人であり、また資本主義の最も揺るぎない擁護者の一人である。彼は、エンロン、ワールドコム、アーサー・アンダーセンを代表とした企業と会計のメルトダウンを招いた本質的な問題は、貪欲な CEO 達だけでなく、これらの会社の取締役会が独立性と適切な行動に欠けていたということにもあるとしている。理論上、取締役は、経営の仕方を監視すると共に株主の利益を代表するはずである。だが、様々な形態の企業犯罪に関与した多くの大企業では、明らかにこのようには機能していなかった。バフェットによれば、こうした破綻の責任は、必ずしも法律が相応しいものではなかったということにある訳ではなく、「取締役会の開かれる会議室の雰囲気」が相応しいものではなかったということにある。そこでは、取締役達は、時には独立性を欠いていたというだけでなく、ビジネスに精通してなかったり、関心がなかったり、あるいは株主本位でなかった。彼は、以下のように指摘している。

大多数の CEO は皆が喜んで子供の資産の受託者や隣人にしたいような男女であると意識されているはずである。しかしながら、こうした人々のうちの余りにも多くの者が近年、職場で間違いを起こしてきた。数字をでっち上げたり、凡庸なビジネス業績から常識を外れた報酬を受け取ったりしてきたのである。その他の点では立派なこうした人々は、愚かにもメイ・ウェストと全く同じ形で職歴の道を辿った。彼女は、次のように語っている。「私は白雪姫だったけど、彷徨っていたの」。

理論上、取締役会は、こうした経営の劣化を防止すべきであった。…取締役は、まるで欠席している一人の所有者がいるかのように行動すべきである。取締役は、あらゆる適切な方法を尽くして、こうした所有者の長期的な利益を促進しようとするべきである。このことは、取締役は、どんなに好感の持てる人物であったとしても、凡庸であったり、あるいは一層劣っていたりする

経営者を取り除かなければならないということを意味する。取締役は、次のような反応を示さなければならない。それは、85歳の億万長者が、たとえお金を失ったとしても自分を愛しているか、彼のコーラスガールの花嫁に尋ねたときに、彼女が示した反応と同じようにである。「もちろんよ」。その若き美しい女性は答えた。「あなたがいなくなるのは寂しいわ。でも、あなたのことは変わらずに愛しているわよ」<sup>(46)</sup>。

独立性を定めるルールの失敗は、こうしたごく最近のスキャンダルに新たに発見されたものではない。こうした失敗は、貯蓄貸付組合のスキャンダルで金融機関が大規模に倒産したことにも同様に見られた<sup>(47)</sup>。

企業の財務上の健全性や実際の純資産を説明する際には、「透明性」が重要となる。このことは、取締役会と会社の経営の関係に関する上記の問題とも関連している。アメリカでは、こうした「透明性」という要素が、2002年のサーベンス・オクスリー法の可決によって際立つことになった。この法の様々な規定が、公開会社とその経営幹部、取締役、弁護士、会計監査人に、また証券アナリストにも新たな義務を課している。とりわけ、この法は、意図的なものかどうかを問わず会社の虚偽の財務諸表に署名したことに関してCEOに刑事責任があるとしている。これまで法律化されたコーポレート・ガバナンスに関する立法のうちで最も厳格なものとして、この法は、過去の権限濫用に対する公式的な新たな不寛容さを伝えている。だが、財界勢力は、そうした規定に対して強力な攻撃を仕掛けていた。こうした財界勢力は、特に小規模の企業体にとって、この法は不合理な負担を課していると主張していた。日本とアメリカのコーポレート・ガバナンスの法システムは、多くの点で類似している<sup>(48)</sup>。だが、アメリカのコモン・ロー手続のシステムは、日本の民事手続のシステムと比べると、株主が法的救済を求めることをより容易にしている。日本の民事手続のシステムは、一般的にそうした不服申し立てにあまり柔軟性を与えていない。宍戸善一は、日本のコーポレート・ガバナンスのモデルを「会

(46) Berkshire Hathaway Inc., Annual Report 2002, p. 16.

(47) William K. Black, *The Best Way to Rob a Bank is to Own One*. Austin: University of Texas Press, 2005.

(48) Zenichi Shishido, "Japanese Corporate Governance: The Hidden Problems of Corporate Law and Their Solutions", *Delaware Journal of Corporate Law* 25 (2000): 189-226.

社共同体」と評している。

会社共同体は、…経営者、取締役、中核となる従業員から成り立っている。この者達は、「会社の人間」としてのアイデンティティを共有している。日本では、「会社」という言葉は、集団の会社共同体を表わしている。会社共同体は、その構成員に「存在理由」を与え、また製品の市場で競合する構成単位としての役割を果たす。会社共同体の構成員は、自身の心の中で、その共同体自体と仲間の構成員達に忠誠を尽くさなければならない<sup>(49)</sup>。

宍戸は、情報が自由に共有され、高度の忠誠が醸されるこうした理想化された会社の形は、経営者が抱くような見解であり、現実には、一層狭い範囲の構成員しか含まれないことを指摘している。より重要なこととして、現実のコーポレート・ガバナンスに関して、彼は、次のように指摘する<sup>(50)</sup>。日本の場合に、「会社法は、経営の監視と経営の自律のバランスを取る方法や、さらにまた金銭的資本の提供者と人的資本の提供者のバランスの取り方について何も語っていない」。こうした文化的背景が、経営の統制があまりフォーマルでないことや、それと対応して「透明性」の程度が一層低いことを促進している。こうした文化的背景と対照させた上で、日本の企業犯罪は検討されなければならない。

日本では、企業から金を奪う主要な行為には、ゆすりを働く「総会屋」の人間が多くの場合、絡んでいるようである。この「総会屋」は、「株主総会を操る者達」と訳される。マーク・ウェストは、「総会屋」構成員による企業の恐喝は、1982年に犯罪化されたものの、今なお広範に見られる、と指摘している。典型的には、「名目株主」が、この実行に関与している<sup>(51)</sup>。こうした名目株主は、「年次株主総会を妨害すると脅して会社から金を恐喝しようと企てたり、あるいは総会での反対動議を抑えて会社に利するように働いたりする」。

日本人の経営幹部は、日常的に「総会屋」の要求に応じていると言われている。しかも、そうすることで、民事罰や刑事罰に服する可能性が実際あるにも

(49) Ibid., at 202.

(50) Ibid., at 191.

(51) Mark D. West, "Information, Institutions, and Extortion in Japan and the United States: Making Sense of Sokaiya Racketeers," *Northwestern University Law Review* 93 (Spring 1999): 767-817, p. 767.

関わらず、応じているというのである。1990年代に表面化したスキャンダルによって、世界で五番目に大きな企業であった第一勧業銀行（第一勧銀）のような日本で最も信望のあるいくつかの金融機関、日立、東芝、トヨタ、日産、また三菱グループの三つの会社が、株主総会を平穏に進めるためにかなりの金額を払っていたということが明らかにされた。第一勧銀は、「総会屋」の人物に9,600万ドルを払った<sup>(52)</sup>。この取引が発覚したときには、「取締役達が大量に辞任し、…35名の経営幹部が逮捕され、また第一勧銀の元会長が自殺することになった。そして、最終的には、日本の株式市場が…暴落することになったのである」。

別の企業の様々なスキャンダルが、日本のマスメディアで報道されてきた。これらのスキャンダルは、よく知られている「総会屋」の現象だけでなく、株価操作や虚偽の財務報告、またインサイダー取引とも関係している。例えば、2004年には、西武グループの代表であり、西武鉄道の会長でもあった堤義明は、この会社が東京証券取引所（東証）に株式の大量保有に関する虚偽の報告を行い、またインサイダー取引を行っていたことに関して非難を浴びた後に、この会社を辞任した。堤は、日本の企業の主要なリーダーの一人として広く見なされていた。彼は、運輸業、不動産業、観光業、またレジャー産業の会社からなる巨大複合企業を打ち立てたからであった。経営幹部三人が総会屋の人間に会社が所有する不動産を極めて廉価で売却した疑いで逮捕された後に、西武の様々な問題が明るみになった<sup>(53)</sup>。日本のマスメディアが報道したように、西武のスキャンダルは、『『ワンマン経営』の裏の側面』を暴いた<sup>(54)</sup>。その裏の側面とは、「自由市場経済の従うべき原則である公正さと透明性を尊重することに欠けていた」ということである。後になって、西武鉄道株式会社が7年にわたり取締役会の会合を開いていなかったということが分かったことからすると、こうした性格描写は、どれほどありのままを示しているものであっても、せいぜい大目に見ているように思える。取締役会の会合を開かなかったことは、商法典に明らかに違反していたからである。最も驚くべきことであり、また以前に指摘したような透明性の度合いが低いことを再び示したことは、西

(52) Ibid., at 768.

(53) *The Japan Times*, “Seibu Railway President Steps Down,” April 9, 2004, p. 1.

(54) *The Japan Times*, “Mr. Tsutsumi’s Lack of Accountability,” Oct. 30, 2004, p. 1.

武グループがほぼ50年間、東証に提出される株式保有の報告書を改ざんしていたことが分かったということである<sup>(55)</sup>。

### 銀行業のスキャンダル ——再規制 (Re-Regulation) 対「談合」

日本は、銀行業や不動産業の数々のスキャンダルに伴ってバブル経済が破裂した後に、15年間も依然として回復から遠ざかったままである。政府は、その諸問題に直接的に立ち向かう代わりに、せいぜい部分的な対応とも言えるものに頼ってそうした諸問題を無視し、あるいは隠そうとした<sup>(56)</sup>。こうした対応には、経済を再生させようとして行われたゼロ金利融資や円安、また輸出の拡大が含まれている。

ウィリアム・ブラックは、この戦略は「一貫性に欠けて」おり、「日本の銀行システムが立て直されるまでは力強い回復はないであろう」と主張してきた<sup>(57)</sup>。銀行は、不動産市場の急落とその後の融資の焦げ付きの結果として生じた損失を報告するには要求されていなかった。結果として、日本の銀行は、会計上、巨額の資産を失い続けており、また銀行業のスキャンダルは、この国の経済状態に打撃を与え続けている。

こうした現在も進行する金融上の問題と隠蔽の企図を例証している最近のケースは、UFJ 銀行と関連していた<sup>(58)</sup>。この銀行の元経営幹部達は、不良債権の規模を隠そうとして検査官から文書を隠匿したとして起訴された。大口融資先の財務記録は、大きな箱に詰められて別の敷地に動かされた。また、何千ものコンピュータファイルが、別のサーバーに移された。こうした裏工作を知った捜査員は、下位の従業員は自分達だけではこうした計画を実行しなかったと思われることから、銀行の経営幹部達がそうした裏工作を認可していたものと推測していた。

アメリカの高い地位にいるホワイト・カラーの多くの法違反者と同じよう

(55) *The Japan Times*, "Seibu Rail Shirked Board Meetings," Dec. 19, 2004, p. 1.

(56) William K. Black, "The Dango Tango: Why Corruption Blocks Real Reform in Japan," *Business Ethics Quarterly* 14: 4 (October, 2004) : 602-623.

(57) *Ibid.*, at 604.

(58) *International Herald Tribune/ The Asahi Shimbun*, "Arrests at UFJ Bank: This is Likely Just the Tip of the Iceberg," Dec. 4-5, 2004, p. 25.

に、UFJ銀行の経営幹部達は、不意打ちを掛けられたとき、最初はあらゆるどんな不正行為をも認めることを拒んだ。彼らは、その不正行為が露になったときには、問題となっている記録はただ「試算」を表わしているに過ぎないと主張した。第三者機関による調査報告が発表された後になって初めて、彼らは、隠蔽が意図的なもので組織ぐるみのものであることを認めた。このことは、前述のように重大なホワイト・カラー犯罪に対処する際には積極的な法執行が重要であるということをはっきりと立証している。この金融機関は、破産寸前のところで、三菱フィナンシャル・グループとの合併に追い込まれた。

貯蓄金融機関のスキャングルの結果としてアメリカの納税者が被った1,600億ドルの損失と比べると、日本の破綻の規模は、5,000億ドルと見積もられた。日本経済がアメリカ経済の約半分の規模であることからすると、日本の銀行の危機は、アメリカにおける貯蓄貸付組合のスキャングルの約6倍のものに相当していた。その融資の焦げ付きは、ほぼ1兆ドルにのぼるだろう。アメリカでのS&Lの事態への対応が「遅くても何もしないよりはまし」(better late than never) というものであったことは、日本での反応が「何もしないほうがまし」(better never) というものであったことと対照をなしている。

ブラックは、日本の銀行業界で金融上の問題が認識されない理由を以下のように要約している。

どんな形であれ銀行から問題を一掃することは、数百万人の日本人を雇用している数十万社の建設会社が倒産することを意味している。それは、どんな民主主義国でもほとんど乗り越えることのできないハードルであるだろう。しかしながら、日本では、問題がより一層悪化している。建設業界の崩壊によって、自民党〔自由民主党〕の派閥のリーダーは主たる資金源を奪われることになり、また官僚は天下り先を奪われることになるだろう<sup>(59)</sup>。

日本とアメリカでのこうした銀行業の慣行に関して二つの結論が浮かび上がってくる。第一に、両国の不動産バブルの崩壊は、急激にまた巨大に成長していた多くの金融機関の不健全な慣行を明らかにした（つまり、必ずしも「引き起こし」た訳ではなかった）。財産の過大評価や乱開発、また不良融資や架空融資の引受業務といった慣行は、不動産バブルの一因になると共に、不動産バ

(59) Black, op. cit. at 618.

ブルを糧としていた。第二に、土地固有の諸条件から、日本とアメリカではこうした危機に対して異なる反応が生じた。日本の当局はできる限り目をそらそうとする傾向にある。ただ、少数の人間が刑事裁判にかけられた。日本の報道機関は、こうしたケースは「ほんの氷山の一角だろう」とあえて性格付けている<sup>(60)</sup>。さらに、この業界自体が損失の埋め合わせをすることが放っておかれた。このことは、構造的欠陥が看過されていたことを意味する。アメリカでは、法執行上でより一層包括的な対応がなされ、また倒産を助長した根本的な問題が結局は公式的に認識された。実施された「被害局限」(Damage control)の活動には、1989年の金融機関改革・回復・執行法(FIRREA)の可決による再規制が含まれていた<sup>(61)</sup>。この法は、1980年代の規制撤廃が生み出した犯罪の機会の構造を除去することを目指していた。これと比較できる対応は日本では見られなかった<sup>(62)</sup>。

ブラックは、これらの異なった国の活動を越えて、政府と業界の「倫理上の失敗」を指摘する。彼は、日本が経済危機に正面から対処できそうもないことの根底には、この「倫理上の失敗」があると考えている。彼の主眼点を強調すると、彼は、公共事業に巨額の金を費やさせている違法なカルテル(「談合」との協働)に注目している。

こうした公務員は、権限濫用から個人的に利得を得る立場にあるので、そうしたことを行う。高級官僚は、今いる業界を去ったときに建設業界と関連した公益法人に天下り先を得ることを望む。政治家は、落札できた「入札者」からリベートを受け取る。こうした公益法人の天下り先で働くかつての官僚は、自分の後任者を買収する<sup>(63)</sup>。

ドナルド・ゴードンは、1970年代の間にアメリカの同ヒビジネス・スクールに通っていたあるアメリカ人と日本人との間の交流に関する報告を使いなが

(60) *International Herald Tribune/ The Asahi Shimbun*, op. cit.

(61) Kitty Calavita and Henry N. Pontell, "The State and White-Collar Crime: Saving the Savings and Loans," *Law and Society Review* 28: 2 (1994): 297-324; Kitty Calavita, Henry N. Pontell, and Robert Tillman, *Big Money Crime: Fraud and Politics in the Savings and Loan Crisis*. Berkeley: University of California Press, 1997.

(62) Kawasaki, op. cit.

(63) Black, op. cit. at 605.

ら、この一般的な見解を裏付けている。かなり後で、この日本人男性が「談合」の慣行を説明した。だが、このアメリカ人は、彼の友人に、その日本人男性がこの慣行を平気で受け入れていることに愕然としたと語った。このアメリカ人は、日本では、競争入札の結果としてたった一人だけを落札者にすることよりもむしろできるだけ多くの人々で一切れのパイを分け合うことが強調されているという答えを聞いたのである。日本では、全ての指名入札者が打ち合わせ、誰が最低入札価格を提示するかを決定する。ブラックは、さらに、こうした決定は、全員一致であるはずであり、また将来の落札者の技術的な特質や現在未処理の仕事、競争業者間のローテーションのスケジュールを考慮に入れるはずである、と指摘している。法外な価格を統制しようとするうわべだけの試みが、所定の事業に対して「入札予定価格」(reservation price) を設ける政府の監督によって実施されている。しかし、この価格は、意図的に、正確で穏当と言えるどんなコストの見積もりよりもはるかに超過して設定されている<sup>(64)</sup>。また、官僚は、「秘密の」入札予定価格を「談合」にリークすることがよくある。

したがって、多くの者は、こうした手順をアメリカにおける反トラスト法上の不正入札と等しいものとは見ていない<sup>(65)</sup>。それどころか、これを、より小規模で余り効率的でない会社が生き残れるように設計された善意の慣行と見なしている。それにも関わらず、経済学者達は、通常、余り効率的でない企業体を人為的に下支えすることは健全なことではないと見ている。

## 考 察

本稿執筆の時点で、日本は、またしても企業と会計に関する一大スキャンダルの渦中にある。今回、そのスキャンダルは、ライブドアとその関連会社に関係している。エンロンのように、このインターネット会社は、スターの座にの

(64) John McMillan, "Dango: Japan's Price Fixing Conspiracies." Canberra, Australia. Research School of Pacific Studies, Australian National University, 1991.

(65) Gordon, 1996, 4-71; Gilbert Geis, "White-Collar Crime: The Heavy Electric Equipment Antitrust Case of 1961." In Marshall B. Clinard and Richard Quinney (eds.), *Criminal Behavior Systems: A Typology*. New York: Holt, Rinehart, and Winston, 1967, pp. 139-150.

し上がりつつも、株式分割や株式交換、また不正会計を複雑化させながら突如として挫折した。この出来事は、東京証券取引所に大混乱をもたらした。ライブドアは、派手な起業家として知られる堀江貴文が代表を務めていた。彼は、当局によって逮捕され、しばらく拘留所で暮らしたが、現在では公判を待ち構えている。この会社は、新しい攻撃的なビジネスモデルを採用していた。多くの者は、このビジネスモデルが日本の経済にプラスの影響を与えるだろうと感じていた。だがそれどころか、エンロンが金融上の巧妙なトリックを使ってまやかしの楼閣を造ったように、ライブドアは、株価操作や虚偽の会計を利用しながら、自社株を売却して、収益性や財務上の健全性を備えているように見せかけるといった一種のネズミ講にも似た (ponzi-like) ビジネスに主として従事していた。ある会社の役員が語ったように、「ライブドアがしてきたことは、既存の法人を買収することで自己を膨張させたということだけだ。正直言って、ライブドアの主力事業が何であるのか、全く分からない」<sup>(66)</sup>。

ブレイスウェイトは、「社会的影響力を持つ犯罪者には自分の犯したことを隠すことのできる並外れた力があるということを考えると、社会横断的にホワイト・カラー犯罪の率を比較することは不可能である」と指摘している<sup>(67)</sup>。ブレイスウェイトがこう指摘したことを留意しても、大まかに考えて、ホワイト・カラー犯罪に関する日本の社会的パターンは、アメリカで見られる社会的パターンと多くの点で似通っているように見える。アメリカでは、こうした行為が発見され、犯罪というラベルを貼られることは、比較的まれなことである。だが、日本では、このことは、より制度化されているだろう。ホワイト・カラー犯罪や企業犯罪の法的・社会的な現実とは両国で全く異なっているが、日本では汚職に寛容であり、ホワイト・カラー犯罪や企業犯罪を一層寛大に取り扱っているということによく知られている。日本での「犯罪率の低さ」は、これまで比較研究をしている学者達からの注目の的となってきた。だが、次のこともまた明らかだろう。それは、こうした「犯罪率の低さ」は、日本人がどの程度、違法行為をしているのかということに完全に表わしているわけではないし、また実際に、国民の犯罪性向のほとんどを占める部分を完全に表しているわけでもない、ということである。たとえアメリカが日本よりもずっと高い一

(66) Shin Watanabe, "Dubious Deals Created Livedoor Monster," *The Daily Yomiuri*, January 18, 2006, p. 8.

(67) John Braithwaite, *Crime, Shame and Reintegration*. Cambridge: Cambridge University Press, 1989, p. 136.

般犯罪の率を記録しているとしても、ホワイト・カラーや企業による違法行為のために、より一層高度で、そのためにより深刻な犯罪の損失が発生していることについて同様のパターンが見られる<sup>(68)</sup>。しかも、別の見地からは組織の法律違反が横行していると考えられるような状況からすると、ブレイスウェイトが指摘したような次のことは、確実なことではない。それは、日本文化における高度の共同体主義が、ホワイト・カラー犯罪を引き起こすことよりもむしろ防止することに一層役立っているということである<sup>(69)</sup>。上で論じたように、従順さと忠誠心を促進することを通じて、一致協力しながら、個人よりも集団を上位に置き、ほぼ何とでも集団を保持しようとすることによって、特に企業の領域では、かなりの法律違反がもたらされ得るだろう。その上、これらの実例には、組織の文脈において影響力のある個々人とそうした役割の外側にいる他の個々人とが共に働く違法行為は含まれていない。田中とロッキード社との間の贈収賄のスキandalは、数多くある内のほんの一つの主要な例として役に立つ。

また、日本における全ての経済犯罪が、主要企業や政治的指導者、また有力な実業家によるものに限られているというわけではないことははっきりしている。近年、日本のマスメディアで指摘されているように、下位レベルのホワイト・カラーによる略奪的な詐欺が「横行して」おり、認定された消費者団体が悪徳会社に対して訴訟を起こすことを可能にする法案を早くも急がせている。こうした法律が考慮されることは、この国の歴史上で初めてのことだろう<sup>(70)</sup>。この法律は、「一般の人々が犯罪の被害者になることを防止し、また集団としての消費者の利益を保護することを目的としている」。しかしながら、そうした収益の多い法律違反が報道されてはいるが、ホワイト・カラー犯罪は、容易には実証に基づいて立証されない。社会横断的に比較可能な「犯罪」に関する数値を入手することは難しい。このことは、法執行能力が異なっていることから、さらに複雑になる。法執行能力は、そうした活動に反応することが重要であるかどうかということや、場合によってはそうした活動を「犯罪」とみなすことが重要であるかどうかということに関する文化的習律や法的規範、また政治的配慮に左右される。

(68) Rosoff, Pontell, and Tillman, op. cit.

(69) Braithwaite, op. cit.

(70) *The Daily Yomiuri*, “Legal Trump Card to Protect Consumers?” May 15, 2006, p. 4D.

ブレイスウェイトは、デーヴィッド・ガーランドによる刑罰の社会史を批評する際に、およそ次のように主張している<sup>(71)</sup>。それは、この研究は、下層階級への制裁付与だけに焦点を当てており、個人と組織の規制に関する一層広範な問題には焦点を当てていなかったため、ガーランドの大雑把な結論は誤っている、というのである。同様に、一般犯罪にのみ焦点を当てて、日本やアメリカの「犯罪率」に関して広範な一般化を行うことはできない。また、理にかなった正確さを全く欠いた状態で、日本の文化が、ホワイト・カラーの法律違反や企業の法律違反の率をアメリカで見られる率よりも低く抑え続けているのは当然のことである、と言うこともできない。それどころか、入手可能な証拠は、そうした法律違反の率が実際には、特に企業の不正行為、贈収賄、公務員の汚職に関して、はるかに一層高い可能性があるということを示している。

もし日本での犯罪率の低さが本当に犯罪学者にとっての謎であるとするなら、日本でホワイト・カラー犯罪や企業犯罪の件数がかかりに上ることは些かも不可解なことには見えない。正確にどれほどの規模の違法行為が日本の社会に潜んでいるのかは、やはり不明なままである。それはアメリカでも全く同様である。発覚したケースからこの問題の広がり認識することは、水面から出た部分だけを調査して氷山全体を計量するようなものだろう。ホワイト・カラー犯罪の問題の根深さは司法的判断が下ったケースをはるかにしのいでいることを考えると、日本でのホワイト・カラー犯罪や企業犯罪の率は、際立って低い日本での一般犯罪の率を間違いなく上回る。こうした点から立証しようと試みたように、「現実には機能していない法」に関する異なった法的・文化的文脈は、アメリカと日本でホワイト・カラー犯罪や企業犯罪が公式的に認識されない場合を説明するのに大いに役立つのである。

[本稿は、2006年6月2日に早稲田大学比較法研究所の主催で開催されたカリフォルニア大学アーバイン校ヘンリー・N・ポンテル教授 (Prof. Dr. Henry N. Pontell) の講演「黒い霧とホワイトカラー族—経済犯罪の日米比較—」(“Black Mist and White Collars: Economic Crime in the U.S. and Japan”) の講演原稿の翻訳である。なお、本研究は、カリフォルニア大学アーバイン校ギルバート・ガイス名誉教授 (Emer. Prof. Dr. Gilbert Geis) と共同で実施された。]

(71) John Braithwaite, “What’s Wrong with the Sociology of Punishment?” *Theoretical Criminology* 7: 1 (February, 2003) : 5-28.